

- 送金明細書の送付
- 入居者対応(基本的にはJMAが行います。お部屋の修繕が必要な場合、オーナー様は補修費用等についてJMAと打ち合わせする形となります)
- 確定申告には、送金明細を税務署に提出しましょう！
(海外にいる場合は、納税代理人が必要となります。)
- その後は、リフォーム、入居者対応～確定申告を繰り返すこととなります。また途中での売却や買取のご依頼も可能です。



入居者も決まって安心のとある日

